

## 第13章 環境影響評価準備書についての意見と都市計画決定権者の見解

### 13.1 準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

今回の準備書においては、環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十八条第一項に基づく環境影響評価準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見はありませんでした。

### 13.2 準備書について千葉県知事の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十条第一項に基づく環境影響評価準備書についての千葉県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表 13.2-1 に示します。

表 13.2-1(1) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般事項	<p>本事業は、工事着手及び供用開始の時期が確定されていないことから、事業の実施までに交通の状況や希少動植物の生息・生育状況等に変化が生ずる可能性がある。また、詳細な工事計画及び道路構造が明らかではなく、予測の不確実性が大きい。ついては、事業計画が具体化した段階で予測条件等を確認し、その結果を踏まえて予測及び評価を見直し、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。</p>	<p>事業実施段階において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が見込まれる場合には、事業実施前に環境の状況を踏まえ、予測条件等を確認した上で、予測及び評価を見直し、必要な環境保全措置及び事後調査を検討し、その内容を公表します。</p>
	<p>事業の実施に当たっては、暫定2車線区間の施工及び供用時に得られた環境保全に関する知見を活用するとともに、利用可能な最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、暫定2車線区間の施工及び供用時に得られた環境保全に関する知見を活用するとともに、利用可能な最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。</p>
	<p>本意見及び環境影響評価書の内容が適切に履行されるよう、今後実施主体として決定される事業者を引き継ぐこと。</p>	<p>本意見に対する見解及び環境影響評価書の内容が適切に履行されるよう、今後実施主体として決定される事業者を引き継ぎます。</p>
大気質	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「工事用車両」という。）の運行に係る粉じん等について、一部の予測地点で環境保全措置を実施しない場合の予測値が参考値を超過していること、また一般に工事用車両のタイヤ洗浄による低減効果は、水量及び洗浄方法等によって異なり、予測の不確実性が大きいことから、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査を行うこと。</p>	<p>十分な効果が得られるようなタイヤ洗浄を実施するなど必要な環境保全措置を実施します。なお、予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、工事の現場条件に応じた適切な措置を講じます。</p>
騒音	<p>道路交通騒音について、夜間の環境基準を超過している調査地点では、施工時に夜間の工事車両の走行等による周辺の生活環境への影響が懸念されることから、必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>工事車両の走行路線については、10.2-59頁に示すとおり、当該調査地点においては、工事車両の走行は想定していません。なお、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が見込まれる場合には、必要な環境保全措置を講じます。</p>

表 13.2-1(2) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音	建設機械の稼働について、環境保全措置後の予測値が規制基準と同程度の地点があり、周辺への生活環境への影響が懸念されることから、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査を検討すること。	周辺への生活環境への影響が懸念される地点においては、事業実施段階において仮囲い等の環境保全措置を確実に実施するとともに、モニタリングにより状況を把握します。
水質	水の濁りの影響を低減するための環境保全措置の効果は、一般に予測の不確実性が大きいことから、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査を行うこと。	事業実施段階において、環境保全措置の規模や配置等の詳細を検討した上で、適切な措置を講じます。
地形及び地質	事業区域及びその周辺には、蛇紋岩等の脆弱で地すべりが発生しやすい地質が存在しており、工事の実施により地盤の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、暫定2車線区間の施工及び供用時に得られた環境保全に関する知見はもとより、専門家等の助言を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。	事業実施段階において暫定2車線区間の施工及び供用時に得られた環境保全に関する知見はもとより、専門家等の助言を踏まえ、必要な環境保全措置を講じます。
地盤	予測地域における地下水位、地質・水理及び土質の状況が十分に明らかではなく、予測の不確実性が大きいことから、工事中及び供用後の事後調査を行い、必要な環境保全措置を講ずること。	事業実施段階において必要な調査を行い、予測し得なかった著しい環境への影響が見込まれる場合には必要な環境保全措置を講じます。
動物、植物及び生態系	<p>動物の主な生息環境について、道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（平成25年3月国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づいた分類が適切に行われておらず、生息環境の面積が適切に算出されていないおそれがあるため、改めて地形等区分と植生区分の組み合わせにより分類し、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。</p> <p>千葉県レッドデータブック植物・菌類編2023年改訂版（2023年3月千葉県）において最重要保護生物に位置付けられているマツバランについて、生育環境は保全されると予測しているが、当該種は確認個体数が少なく、絶滅の危険度が極めて高いことから、できる限り環境影響の回避又は低減に努め、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。</p>	<p>評価書において、地形等区分と植生区分の組み合わせを見直し、動物の予測対象種の生息環境の面積を算出し直しました。また、算出し直した値に基づいて、予測及び評価の見直しを実施しました。</p> <p>マツバランについては、御指摘を踏まえて、できる限り環境影響の回避又は低減に努め、必要な環境保全措置及び事後調査の対象とします。</p>

表 13.2-1(3) 準備書について千葉県知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事の意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物及び生態系	<p>重要な植物種の移植について、移植方法や種の特性によって活着が困難な場合があることから、高い活着率を確保できるよう、種ごとに生育環境として適切な移植場所を確保すること。また、リスク分散のため、複数の移植時期及び移植場所を設定するとともに、苗圃における播種によって移植個体の増殖を図るなど、必要な措置を講ずること。</p>	<p>評価書第 10 章 10.11 植物に示すとおり、重要な植物種の移植について、既存の知見及び事例、専門家等の意見を参考に実施しますが、高い活着率が得られるよう、種ごとに生育環境として適切な移植場所を確保します。また、移植時期、移植場所については、移植対象種ごとの生態に注意した上で、適切に設定します。</p>
景観	<p>事業区域及びその周辺には、景観資源である鋸山や富山等が存在していることから、橋梁やトンネル等の詳細設計に当たっては、できる限り周辺景観と調和したものとなるよう努めること。</p>	<p>橋梁やトンネル等の詳細設計に当たっては、できる限り周辺景観と調和したものとなるよう努めます。</p>
廃棄物等	<p>工事中に発生する廃棄物について、発生量を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。また、盛土材として再利用する建設発生土については、土砂の移動量が必要最小限度となるように施工管理し、より一層の有効利用を図ること。</p>	<p>工事中に発生する廃棄物について、発生量を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理します。また、盛土材として再利用する建設発生土については、事業内利用を原則とするとともに、場外に搬出する場合には、土砂の移動が必要最小限度となるよう努めます。</p>
	<p>建設発生土には有害物質として自然由来の砒素等が含まれるおそれがあることから、建設発生土を搬出する場合は化学分析を実施し、土壌汚染が拡散しないように必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>工事の実施に当たっては、「土壌汚染対策法」等関係法令を遵守するとともに、本事業に起因する汚染や汚染の拡散が見込まれる場合には、適切な措置を講じます。</p>
その他	<p>環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。</p>	<p>本事業の環境影響評価書については、印刷や縦覧期間後の県ホームページでの閲覧を可能とします。</p>